



交通工学会認定TOP

(トラフィック オペレーションズ プラクティショナ)

新規登録の手引

2009年7月 修正版

社団法人 交通工学会

I. はじめに

「交通工学研究会認定TOP資格試験」に合格した人が「交通工学研究会認定TOP」となるには、「道路交通技術資格認定制度施行規程」（以下、「施行規程」）に基づき、社団法人 交通工学研究会（以下、「研究会」）に登録の申請をして登録証の交付を受ける必要があります。

また、登録の有効期間を過ぎた場合は「交通工学研究会認定TOP」の登録資格も失効します。

なお、この手引には新規に登録する場合についてのみ記してあります。登録の更新に関しては「更新の手引」を御覧下さい。

II. 登録基準

「交通工学研究会認定TOP」として登録するためには、次の各項が満たされることが必要です。

1. 「交通工学研究会認定TOP資格試験」の合格証に記載された年月日以降最初の4月1日から起算して4年以内であること。
2. 登録前2年の間に、「交通工学研究会認定TOP」としてふさわしくない不正等の行為を行ったことがないこと。

III. 登録申請について

1. 登録の申請

交通工学研究会認定TOP資格試験合格者が「交通工学研究会認定TOP」を称して活動するためには、研究会に備える「交通工学研究会認定TOP登録簿」に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

登録証の交付を受けるためには、「交通工学研究会認定TOP登録申請書」及びその他必要な書類を添付して、社団法人 交通工学研究会 会長（以下、「研究会会長」）宛に登録の申請をしなければなりません。

2. 登録及び登録証

研究会は交通工学研究会認定TOP登録申請があった方について「交通工学研究会認定TOP登録申請書」及びその他必要な添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が「交通工学研究会認定TOP」となる資格を有していると認めるときに、当該申請者を「交通工学研究会認定TOP登録簿」に登録し、「交通工学研究会認定TOP登録証」及び「携帯登録証」を交付します。

「交通工学研究会認定TOP登録簿」に登録された申請者は、その登録日をもって「交通工学研究会認定TOP」を称することができます。また、名刺等への印刷表示に際しては、以下のようにして下さい。（いずれを用いてもかまいません。また、[]（ ）の使い分けに注意して下さい。）

正式名称：交通工学研究会認定TOP

日本語表記：TOP [交通技術資格者] (交通工学研究会)

3. 登録申請書類等の提出

(1) 提出方法

登録申請書類等の提出は、書留による郵送に限ります。封筒（角 2）に関係書類を同封の上、社団法人 交通工学研究会 へ必ず書留郵便で送付して下さい。

(2) 提出先

社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23（錦町 MK ビル 5 階）

TEL 03-6410-8717・050-5507-7153 FAX 03-6410-8718

URL <http://www.jste.or.jp>

4. 登録の有効期間

「交通工学研究会認定TOP資格試験」に合格以降最初の 4 月 1 日から 4 年以内に、登録を行う必要があります。登録の有効期間は、登録証の交付日（登録証記載の年月日）から有効期間満了日までとなります。有効期間満了日は、試験合格以降最初の 4 月 1 日から 4 年後の 3 月 31 日となります。また、有効期間満了日を経過した場合は「交通工学研究会認定TOP」への新規登録資格が失効します。

注：例えば、合格証に記載された年月日が平成 19 年 2 月 15 日である場合で、登録証の交付日が平成 19 年 3 月 25 日の場合は、登録の有効期間は、平成 19 年 4 月 1 日から起算して 4 年後の平成 23 年 3 月 31 日です。

5. 登録された資格の有効期間

「交通工学研究会認定TOP登録簿」に登録された申請者は、その登録日（登録証の交付日）をもって、「交通工学研究会認定TOP」を称することができます。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月後までに更新の手続きをとらなければ、登録された「交通工学研究会認定TOP」の資格は失効します。なお、登録の更新に関しては「TOP・TOE 資格登録更新の手引」を御覧下さい。

登録された交通工学研究会認定TOP資格の有効期間は、以下のようになります。

- ① 「交通工学研究会認定TOP資格試験」の合格証に記載された年月日以降最初の 4 月 1 日から起算して 4 年以内に新規登録を行った場合の登録有効期間満了日は、登録日に関わらず、合格証に記載された年月日以降最初の 4 月 1 日から起算して 4 年間とします。

注：例えば、合格証に記載された年月日が平成 19 年 2 月 15 日である場合、4 年近く経過した平成 22 年 12 月 15 日に登録した場合でも、有効期間満了日は合格証に記載された年月日以降最初の 4 月 1 日から起算して 4 年後の平成 23 年 3 月 31 日までです。したがって、この場合に「交通工学研究会認定TOP」の名称を使用できるのは平成 22 年 12 月 15 日～平成 23 年 3 月 31 日までの 107 日間のみとなります。

- ② 「交通工学研究会認定TOP資格試験」に合格以降最初の 4 月 1 日から 4 年以内に登録を行わなかった場合は、有効期間の満了日をもって新規登録資格は失効します。
- ③ なお、登録有効期間満了日の 1 ヶ月後までに新規登録を行い、かつ、資格の登録の有効期間中

に所定のCPD単位を取得しなければ、登録の更新はできませんので十分に注意して下さい。

6. 新規登録申請に必要な書類

(1) 提出書類

登録にあたっては、以下の書類が必要です。

①交通工学研究会認定TOP新規登録申請書（TOP様式第1号）

②住民票（本人が記載されているものを1通）

外国籍の方は、外国人登録の「登録原票記載事項証明書」（1通）が必要です。また、上記の各証明書は登録申請日の前3ヶ月以内の発行のものとしします。

③登録証用写真（2枚を上記①の申請書の2枚目に貼付のこと）

1) カラー、白黒どちらでもかまいません。

2) 脱帽・正面上半身（縦3cm×横2.5cm）のもので、申請日前6ヶ月以内に撮影したものに限りします。

3) ポラロイド等のインスタント写真、スナップ写真及びサングラス着用のもの等は無効です。

4) 写真の裏面に氏名を必ず記入して下さい。

※なお、規則の改正により、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は不要となりました。

(2) 登録手数料

登録手数料として一般15,000円、学生7,000円（平成21年12月末日（消印有効）までは一般・学生とも10,000円）が必要です。

研究会指定の郵便振替用紙を用いて払込み、その払込金受領証を申請書に貼付して提出して下さい。止むを得ず郵便局備付の郵便振替用紙を用いる場合は、通信欄に「TOP登録手数料」と明記して下さい。また、申請書には払込金受領証の原本を貼付していただきますが、止むを得ない場合はコピーの貼付でも構いません。

口座名： 社団法人 交通工学研究会

口座番号： 00100-6-686975

審査の結果、登録が不承認の場合は、その理由を付して当該申請者に通知するとともに、登録手数料から返金必要実費を差し引いた額を返却します。

(3) 交通工学研究会認定TOP新規登録申請書（TOP様式第1号）の記入方法

本申請書に、以下に示す必要事項を記入して下さい。

①会員番号

研究会の個人会員である場合は、個人会員番号を記入して下さい。未加入の場合は「未加入」と記入して下さい。

②氏名、生年月日

氏名及び生年月日については、住民票に記載されている通りに、略さずに正確に書いて下さい。また、氏名には“カタカナ”でふりがなを附し、男女別には該当する方に○印を付けて下さい。

③現住所及び本籍地

現住所は、都道府県から丁目、番地、号まで略さずに、住民票に記載されている内容と同様に書いて下さい。現住所の郵便番号と電話番号及び、現住所と本籍地の都道府県コード（表－１）は必ず記入して下さい。

④資格試験に合格した年月日及び合格証番号

合格証に基づき正確に記入して下さい。

⑤登録番号と登録有効期限

記入しないで下さい（事務局で記入します）。

⑥勤務先等に関する事項を記入する場合は、次の点に御注意下さい。

a) 学生の場合

- 1) 枠線内の「所属する勤務先・組織等」は連絡先としての扱いとなりますので、記入は任意です。記入する場合は、学校名・学部・学科・学年・学校所在地を記入して下さい。
- 2) この欄に記入した場合、枠線内の「連絡先」は、自宅・勤務先（学校等を含む）の何れかを選択して下さい。
- 3) 枠線外の「上記の者は、当社の社員であることを証明します。」の項は、記入する必要はありません。

b) 所属する勤務先等を登録する場合

- 1) 勤務先の会社等を登録することによって、勤務先の会社等に在籍する登録技術者数の証明ができるようになります。
- 2) 枠線内の「所属する勤務先・組織等」は、必ず記入して下さい。勤務先等が本社等以外の支社や事業所等の場合は、支社や事業所等名を明記し、勤務先住所も支社や事業所等の所在地として下さい。
- 3) 枠線内の「連絡先」は、自宅・勤務先の何れかを選択して下さい。
- 4) また、枠線外の「上記の者は、当社の社員であることを証明します。」の項も、必ず記入して下さい。
 - ア) 勤務先の会社等を登録する場合、勤務先である会社等の証明権限を有する代表者の印が必要となります。
 - イ) 上記ア)の場合、現在の勤務先が本社等以外の支社や事業所等の場合は、その支社や事業所等の長を、証明権限を有する代表者とすることができます。なお、この場合であっても、本社等の証明権限を有する代表者から証明を受けてもかまいません。

c) 所属する勤務先等を登録しない場合

- 1) 枠線内の「所属する勤務先・組織等」は連絡先としての扱いとなりますので、記入は任意です。
- 2) 記入する場合は、勤務先等が本社等以外の支社や事業所等の場合は、支社や事業所等名を明記し、勤務先住所も支社や事業所等の所在地として下さい。
- 3) 上記2)に記入した場合、枠線内の「連絡先」は、自宅・勤務先の何れかを選択して下さい。
- 4) 枠線外の「上記の者は、当社の社員であることを証明します。」の項は、記入する必

要はありません。

⑦勤務先等コード

勤務先等コードは（表－２）を参照のうえ、コード番号を記入して下さい。

IV. 登録の更新について

登録の更新を予定する人は、登録の有効期間満了日から1ヶ月後までに、登録の更新の申込みを行わなければなりません。この場合、登録の有効期間中に所定の継続研鑽単位（以下、「CPD単位」）以上の継続研鑽を行ったことを更新申込書に記入する必要があります（更新には150CPD単位が必要となります）。

また、登録更新手数料として、登録更新申込み時に一般15,000円、学生7,000円（平成21年12月末日（消印有効）までは一般・学生とも10,000円）が必要です。

この手引には新規に登録する場合についてのみ記してあります。登録の更新に関しては「TOP・TOE 資格登録更新の手引（2009年7月再改訂版）」を御覧下さい。

V. その他の諸手続

1. 登録事項の変更

交通工学会認定TOP登録事項のうち、下記事項に変更が生じた場合には、2週間以内に研究会会長に「届出事項変更届」（太枠内の該当事項のみ記入）に添えて以下の書類等を提出しなければなりません。これによって「登録簿」の記載事項が変更されます。また、手続を行っていないと、各種証明書を発行することができませんので、ご注意ください。

また、「登録簿」記載事項の変更に加えて、「合格証」・「登録証」・「携帯登録証」の記載事項を変更し、新たに発行を希望する場合は手数料が必要となりますので、ご注意ください。

申請に必要な書類等は、社団法人 交通工学会 に郵送して下さい。また、手数料が必要なものは、必要な書類等に手数料を添えて、現金書留にて 社団法人 交通工学会 に郵送して下さい。

(1) 氏名に変更が生じた場合

*変更前の「合格証」「登録証」「携帯登録証」を回収し、記載事項を変更します。

氏名・住所等変更届（TOP様式第3-1号）

住民票1通（外国籍の場合は外国人登録証明書1通）

写真（縦3cm×横2.5cm）2枚

「合格証」

登録済みの「登録証」及び「携帯登録証」

手数料・・・6,000円

(2) 現住所または本籍地に変更が生じた場合

氏名・住所等変更届（TOP様式第3-1号）

住民票1通（本籍地に変更が生じた場合は、本籍地記載のあるものを1通）

（外国籍の場合は外国人登録証明書1通）

手数料・・・ 無 料

(3) 勤務先等で異動が生じた場合

- * A社のC部からD出張所に異動した場合等の、同一勤務先等内での異動を言います。
- * 勤務先等の登録の有無によって、以下のようになります。この場合、勤務先等を登録してある場合、又は新たに登録する場合は、勤務先等の証明権限を有する代表者の印が必要となります。これによって、勤務先等に在籍する登録技術者数の証明ができます。
- * 勤務先等を登録しない場合は、勤務先等は連絡先としての扱いになります。

勤務先等			所属組織変更届(TOP 様式第3-2号)	
既登録	未登録	登録する	提 出	勤務先等の登録
○			○	○(確認のため)
	○		○	
		○	○	○(確認のため)

手数料・・・ 無 料

(4) 勤務先等を変更する場合（転退職する場合、学生が就職した場合）

- * A社からB社に移った場合等の、勤務先等を転退職する場合を言います。
- * また、学生である登録者が就職した場合も該当します。
- * 新旧勤務先等の登録の有無によって、以下のようになります。この場合、新しい勤務先等を登録する場合は、新勤務先等の証明権限を有する代表者の印が必要となります。これによって、勤務先等に在籍する登録技術者数の証明ができます。
- * 新勤務先等を登録しない場合は、新勤務先等は連絡先としての扱いになります。
- * なお、勤務先等を退職し、新しい勤務先等に就かない場合は「2. 業務廃止の届出」となりますので、ご注意ください。なお、手数料は無料です。

旧勤務先等		新勤務先等		所属組織変更届(TOP 様式第3-2号)	
登録：有	登録：無	登録：する	登録：しない	提 出	勤務先等の登録
○		○		○	○
○			○	○	
	○	○		○	○
	○		○	○	

2. 業務廃止の届出

登録者が業務を廃止して、引き続き業務を継続しない場合、又は登録者が死亡した場合は、研究会会長に届出て登録を抹消しなければなりません。この場合は、届出に必要な書類等を30日以内に社団法人 交通工学研究会 に郵送して下さい。

(1) 業務を廃止する場合（新しい勤務先等に就かない場合）

- * 勤務先等を退職して業務を廃止する場合を言い、「業務廃止届出書（TOP様式第4号）」を

提出するとともに「登録証」及び「携帯登録証」を返納していただきます。届出にあたっては、以下を提出して下さい。

業務廃止届出書（TOP様式第4号）

登録済みの「登録証」及び「携帯登録証」

手数料・・・ 無 料

(2) 登録者が死亡した場合

*登録者が死亡した場合は、その相続人若しくは法定代理人は30日以内に「業務廃止届出書（TOP様式第4号）」を提出するとともに「登録証」及び「携帯登録証」を返納していただきます。届出にあたっては、以下を提出して下さい。

業務廃止届出書（TOP様式第4号）

登録済みの「登録証」及び「携帯登録証」

手数料・・・ 無 料

3. 登録証・携帯登録証・合格証の各再交付申請手続

「登録証」及び「携帯登録証」や「合格証」を汚損したり、紛失したりした場合は、遅滞なく再交付の申請を研究会会長に提出しなければなりません。再交付の申請に必要な書類等は、手数料を添えて、現金書留にて 社団法人 交通工学研究会 に郵送して下さい。

(1) 登録証及び携帯登録証の再交付を申請する場合

「登録証・携帯登録証再交付申請書」（TOP様式第5号）

写真（縦3cm×横2.5cm）2枚

手数料・・・ 5,000円

(2) 合格証の再発行を申請する場合

合格証の再発行を申請する申請書はありませんので、別途書状にて、住所・氏名・合格年月日と番号（又は、登録年月日と番号）を記載の上、申請して下さい。なお、同「証」手数料は、1,000円です。

4. 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合には、当該登録者の登録が抹消されます。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて交通工学研究会認定TOP資格試験を受験し、あるいは、登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 登録申請書の重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 登録有効期間を満了し、なおかつ所定の期間内に登録を更新しなかったとき。
- (4) 「業務廃止届出書（TOP様式第4号）」の提出があったとき。
- (5) 交通工学研究会認定TOPの信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為があったとき。
- (6) 登録の更新を行った者が、所要のCPD単位を取得したことを証明する書類を提出しなかったとき。

5. 「交通工学研究会認定TOP登録等証明願」について

「TOP様式第6号」に必要事項を記入し、手数料を添えて現金書留にて 社団法人 交通工学研究会 に郵送して下さい。なお、手数料は1,000円です。

VI. 請求・申請及び問合せ先

本登録に関する請求・申請・問合せ等については、下記までお願い致します。

(注) 本「手引」に掲載されている様式の中で、「TOP様式第2号」から「TOP様式第6号」までは、様式をダウンロードして使用して下さい。

各種申請書類の提出先および問合せ先

社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23 (錦町 MK ビル 5 階)

TEL 03-6410-8717・050-5507-7153 FAX 03-6410-8718

E-mail toptoe08@jste.or.jp

URL <http://www.jste.or.jp>

以 上

表－1 都道府県コード

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
01	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	50	その他

表－2 勤務先等コード

コードの数字は連続していませんので御注意下さい。

コード	勤務先等	コード	勤務先等
01	建設コンサルタント	02	都市計画コンサルタント
03	測量・航測会社	04	ソフトウェア会社
05	建設会社・道路会社	09	その他の民間会社
11	中央官公庁(道路関係)	12	中央官公庁(警察関係)
13	中央官公庁(運輸関係)	14	中央官公庁(環境関係)
19	中央官公庁(その他関係)	—	—
21	自治体関係(道路関係)	22	自治体関係(警察関係)
23	自治体関係(運輸関係)	24	自治体関係(環境関係)
29	自治体関係(その他関係)	—	—
31	財団法人・社団法人(中央官公庁関係)	32	財団法人・社団法人(自治体関係)
39	財団法人・社団法人(その他関係)	—	—
41	高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(道路関係)	49	高速道路会社*・道路公社・独立行政法人(その他関係)
51	工業高校	52	高校(普通科・その他)
53	高等専門学校	54	大学院・大学・短大
55	専門学校等	—	—
61	研究機関(中央官公庁関係)	62	研究機関(高速道路会社*・独立行政法人関係)
69	研究機関(その他関係)	—	—
99	その他	—	—

*：道路関係4公団

関係様式

(TOP様式第1号～TOP様式第6号)